



目 次

規 則	ペー ジ
◎知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ " ）	2
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（ " ）	2
○漁船損害等補償法による同意成立（3件）（漁業管理課）	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（3件）（ " ）	3
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	3
○道路の供用開始（道 路 課）	3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認（2件）（会計管理課）	3
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出（ " ）	4
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め（農業基盤課）	4

規 則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第1号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

公文書の種類	交付する写し等	金額
1 文書（2を除き、複製物を含む。）	（1）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき50円
	（3）複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額
	（4）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものをスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下この表においてきた電磁的記録をPDFファイルにしたもの（インターネットを利用して交付する場合に限る。）	スキャナにより読み取る前の用紙1枚につき10円（用紙20枚までとする。）
2 電磁的記録及びマイクロフィルム	（1）用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2）用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき50円
	（3）電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額
	（4）用紙に出力したものをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの（インターネットを利用して交付する場合に	スキャナにより読み取る前の用紙1枚につき10円（用紙20枚までとする。）

	限る。)	
3	外部に委託して作成することを要するもの	当該写しの作成に要した委託金額

備考 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第95号
医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
安芸やまもと歯 安芸市東浜字ミヤケダ60番3 令4・1・4
科
プラム調剤薬局 四万十市具同6774-15 令4・1・1
よどや薬局野市 香南市野市町西野2202-1 令4・1・4
店

高知県告示第96号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
佐喜浜診療所 室戸市佐喜浜町1641-1 令3・12・1

高知県告示第97号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸市穴内字西江見甲2893の7・甲2897の6（以上2筆国有林）、甲2893の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第98号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川166の21、168の13、168の17から168の23まで
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第99号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡中土佐町大野見川奥199（次の図に示す部分に限る。）、大野見奈路903
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更に係る指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第100号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

十市加入区

高知県告示第101号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

上ノ加江加入区

高知県告示第102号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

志和加入区

高知県告示第103号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成30年2月高知県告示第61号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和4年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

十市加入区

高知県告示第104号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成30年2月高知県告示第62号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和4年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

上ノ加江加入区

高知県告示第105号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成30年2月高知県告示第63号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和4年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

志和加入区

高知県告示第106号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公

共測量を実施する旨の通知を令和4年1月11日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 作業期間
令和4年1月11日から同年3月31日まで
- 作業地域
安芸郡芸西村西分から和食まで

高知県告示第107号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年1月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和4年1月6日から同年3月5日まで
- 作業地域
高岡郡津野町芳生野乙地区

高知県告示第108号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年1月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 作業期間
令和4年1月20日から同年3月31日まで
- 作業地域
香美市土佐山田町下ノ村地区及び小田島地区（物部川右岸）

高知県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和4年2月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道

- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町小川字カチバ16番7地先から 安芸郡安田町船倉字エゴ644番1まで	805	令和4年2月5日

高知県告示第110号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人主たる事務所の所在地及び名称
香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号
香美市
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 香美市物部町大橋1461-2
香美市役所物部支所
(変更後) 香美市物部町大橋1390-1
香美市役所物部支所

高知県告示第111号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月20日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
高岡郡中土佐町久礼6663番地1
中土佐町
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 高岡郡中土佐町久礼6602番地1
中土佐町役場
(変更後) 高岡郡中土佐町久礼6663番地1
中土佐町役場
- 変更承認年月日
令和4年1月24日

高知県告示第112号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
(変更前) 高岡郡中土佐町久礼6602番地1
中土佐町
(変更後) 高岡郡中土佐町久礼6663番地1
中土佐町
- 2 変更年月日
令和3年1月12日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業安芸地区（八丁換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地区図
- 2 縦覧期間
令和4年2月4日から同年3月8日まで
- 3 縦覧場所
安芸市役所
- 4 その他

この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。